

平成17年度第1回評議員会議事録

日 時 平成17年6月22日(水) 14:00～

場 所 品川プリンスホテル 新館 32階「函館」

出席者 櫻井(陸上)、佐野(水泳)、五十嶋(スキー)、飯田(テニス)、浅見(ボート)、福島(ボクシング)、二木(体操)、有賀(スケート)、松尾(ウェイトリフティング)、山下(ハンドボール)、笠井(ソフトテニス)、木村(卓球)、大山(軟式野球)、富澤(馬術)、松下(柔道)、甲佐(ソフトボール)、遠井(バドミントン)、真下(ラグビー)、田中(山岳)、藤田(カヌー)、飯塚(アーチェリー)、蓮見(空手道)、片岡(アイスホッケー)、川井(銃剣道)、渡辺(クレー射撃)、宮川(なぎなた)、相澤(ボウリング)、高波(ボブスレー・リュージュ)、後(野球)、田中(綱引)、遠藤(ゲートボール)、齋藤(カーリング)、齋藤(パワーリフティング)、宮田(トランポリン)、荒井(トライアスロン)、衣笠(バウンドテニス)、西郷(エアロビック)、勇崎(北海道)、松田(岩手)、歌丸(山形)、菅野(福島)、柳田(茨城)、青木(栃木)、上村(群馬)、櫻井(埼玉)、荒川(千葉)、碓井(神奈川)、坂本(山梨)、落田(新潟)、大代(富山)、柱山(石川)、赤星(福井)、木内(静岡)、齋藤(愛知)、谷口(三重)、吉川(滋賀)、林田(大阪)、阪本(兵庫)、小林(奈良)、田淵(鳥取)、佐藤(島根)、五ノ坪(香川)、組橋(徳島)、中村(高知)、松本(福岡)、堀之北(鹿児島)、神谷(沖縄)、高橋(女子体育連盟)、帖佐(学経)、福山(学経)、日比野(学経)

(代理出席) 中島(フェンシング・山本)、萩原(少林寺拳法・後藤)、八鍬(宮城・佐藤)、野際(京都・枅岡)、烏谷(愛媛・大亀)

(委 任) 平田(サッカー)、橋爪(バレー)、鈴木(レスリング)、河野(セーリング)、鈴木(自転車)、田中(相撲)、鴨川(弓道)、小杉(剣道)、木本(近代五種・パイアスロン)、村岡(武術太極拳)、菅原(ゴルフ)、村越(オリエンテーリング)、松島(グラウンド・ゴルフ)、清藤(青森)、鈴木(秋田)、土村(東京)、神津(長野)、古田(岐阜)、大桑(和歌山)、吉井(岡山)、大野(広島)、竹下(山口)、井上(佐賀)、出口(長崎)、竹原(熊本)、出口(大分)、黒木(宮崎)、中島(障害者スポーツ)、三辻(中体連)、小野(スポーツ芸術)、石川(学経)、梅村(学経)、

天沼（学経）、日枝（学経）、雨宮（学経）、松本（学経） 以上議長に委任

（理事）森会長、長沼副会長、宮田副会長、岡崎常務理事、石川常務理事、泉常務理事、石樽、尾崎、木下、監物、小嶋、斉藤、篠宮、瀬尾、竹田、武田、豊島、中山、古川、松田、森（正）、渡邊 の各理事

（監事）川口監事、市川監事

（公認会計士）夏目公認会計士

評議員総数 115 名、うち出席 71 名、代理出席 5 名、委任 36 名、計 112 名で寄附行為第 32 条により評議員会成立。

森会長が議長となり開会。議事録署名人として佐野（水泳）、坂本（山梨）両評議員を指名した。

議案

第 1 号 平成 16 年度事業報告及び決算について （岡崎常務理事）

平成 16 年度の事業は、当初の事業計画に基づき、国民スポーツの普及・振興に関する事業として国民スポーツ推進キャンペーンをはじめ、各種事業を実施した旨、資料に基づき概要を説明。

平成 16 年度諸会計決算案は、国庫補助事業特別会計、公営競技等補助事業特別会計及び一般会計の 3 会計で、収入総額 47 億 4 千 1 百 8 2 万 6 千 6 百 4 8 円に対し、支出総額 47 億 3 千 4 百 5 2 万 7 百 6 3 円となり、前期繰越収益差額(前期黒字分) 1 千 7 百 7 1 万 9 千 5 百 5 1 円を加えた、2 千 5 百 2 万 5 千 4 百 3 6 円が次期繰越収支差額となる。

決算内容については、収支計算書に基づき、大きく変動のあった項目を中心に説明。引き続き川口監事から平成 16 年度諸会計監査結果について報告があり、事業報告及び決算案について諮り、原案通りこれを承認。

第 2 号 平成 17 年度第 1 次補正予算について （岡崎常務理事）

平成 17 年度予算については、去る 3 月 22 日開催の平成 16 年度第 2 回評議員会において、公営競技団体等からの補助金・助成金の内定があり次第、第 1 次補正予算を編成し、改めて審議する旨の承認を得ていたが、文部科学省、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本馬主協会連合会、スポーツ振興基金、スポーツ振興くじからの委嘱金・委託金、補助金、助成金の内定を受けたこと、また平成 16 年度決算において生じた、次年度繰越金の計上などをもとに第 1 次補正予算案を編成した。

収入については、一部事業の休止により文部科学省委嘱金を 1 億 6 千 6 百 9 7 万 4 千円に減額計上、事業規模縮小により文部科学省委託金を 1 3

億5千4百12万8千円に減額。日本自転車振興会補助金が2億2千7百83万5千円に増額内定。日本小型自動車振興会補助金が不採択となり、スポーツ振興基金助成金が4千万円に減額内定、またスポーツ振興くじ助成金が8億86万9千円に減額内定となったことにより、合計で現行予算額に対し1億4百12万5千円減の22億2千2百67万5千円となった。

事業収入では、国民スポーツ推進キャンペーン特別協賛金が減額内定したことにより、合計で現行予算額に対し3百15万円減の11億2千26万円を計上した。

以上により収入総額は、現行予算額に対し1億7百27万5千円減の48億9千3百5万円となるが、前期繰越収支差額2千5百2万5千円を加え、49億1千8百7万5千円となる。

支出については、スポーツ少年団関係事業費において、日本自転車振興会補助金の内定に伴い、広報資料作成事業の見直しを行ったことと、特別協賛事業の規模縮小により減額。国際交流関係事業費では、日中スポーツ交流事業の事業規模を縮小したことにより減額。地域子ども教室推進事業については、文部科学省委託金の減額内定と併せ、実施予定地区の減少により減額。スポーツ医・科学研究事業費については、国体選手を中心としたドーピング検査事業の規模縮小により減額となり、支出総額は現行予算額に対し、8千2百25万円減の49億1千8百7万5千円を計上した。

以上の内容を資料に基づき説明し諮り、原案通りこれを承認。

第3号 役員人事について

(森会長)

(1) 学識経験理事としての副会長候補理事及び女性理事の選任について

去る3月22日開催の新理事会において、会長が推薦する学識経験理事としての副会長候補者の就任に関し、人選について一任されていたが、その理事・副会長候補者として、財界の立場から、スポーツにも造詣が深い、サントリー株式会社代表取締役会長の佐治信忠氏を推薦したい。

また、女性理事の就任が不可欠であることから、社団法人日本女子プロゴルフ協会会長の樋口久子氏を理事に推薦したいと、両名の理事就任について諮り、これを承認。

なお、佐治氏の副会長就任については、7月13日開催の第3回理事会に諮り、承認を得る手続きとなる旨を説明。

(2) 東北ブロック代表理事の補選について

東北ブロック代表・青森県体育協会の田島理事より、東北ブロック体育協会連合会の会長が青森県から秋田県に変更したことに伴い、理事を辞任したい旨申し出があった。後任の理事候補者として、秋田県体育協会から鈴木洋一評議員の推薦があり、寄附行為第23条第2項第2号「加盟都道府県体協が評議員のうちから推薦する者」として鈴木洋一氏の理事選任に

ついて諮り、これを承認。

なお、以上3名についての理事在任期間は寄附行為第26条により、本日より平成19年3月31日までとすることを説明。

その他（意見及び要望）

碓井評議員（神奈川）

（1）組織について

以前、私が理事在任中に理事会でも質問した、日本体育協会における都道府県体育協会の役割と位置づけについて、明確な回答をお願いしたい。

岡崎常務理事

加盟団体のカテゴリーとして都道府県体育協会、中央競技団体、関係スポーツ団体と大きく3つあるが、本会諸事業を推進していく上で、大変重要なのは都道府県体協、中央競技団体との連携であり、国体をはじめとする諸事業、スポーツ少年団、スポーツ指導者養成、また最近ではスポーツクラブの育成等がある。これらについては都道府県体育協会との関連性が特に必要であると強く認識している。わが国のスポーツ振興を図る上で、大変重要なパートナーであるという認識を持っている。

碓井評議員（神奈川）

都道府県体育協会は、国民スポーツ振興方策において、重要な役割を担っており、また中央競技団体についてはJOCとの関連で、例えばオリンピックムーブメント、国際競技力の向上、国際大会の派遣、開催等々の事業の中で大きな役割を果たし、国民のスポーツ振興の成果を挙げていると思うが、日本体育協会の役員人事を見ると、3常務理事、また各種専門委員会委員長の中に都道府県体協選出理事が1人も入っていないことに疑問を感じる。都道府県体協としての役割を果たしていく中で、その意見を反映できるよう、今後の役員人事を行っていただきたい。

（2）国民体育大会参加者傷害補償制度について

国体補償制度に関連して、日本体育協会にスポーツ安全協会から運営費が助成されているのか伺いたい。

岡崎常務理事

運営費はいただいている。安全協会と連携して行う事業の委託金としては、決算案でご説明したとおり、平成14年からスポーツ人口調査の調査費、スポーツ安全指導ガイドブックの作成・発行費として委託を受け、共同で実施しているという形をとっている。

碓井評議員（神奈川県）

スポーツ安全協会は、約30年ほど前に文部省、日体協の肝入りで都道府県に支部を設置したわけだが、昭和の時代はどちらかというとも都道府県体協の運営経費持ち出しがあった。また、国体の傷害補償制度ができたときにネックだったのは、競技団体としては強化合宿・強化練習に補償がないということで、当時神奈川県においてはスポーツ安全協会の保険に加入するよう促進し、現在では51万人が加入しており、全国では約1,000万人が加入している。これは、約100億円の売上、取扱高である。神奈川では1,600万円の手数料が入り、十分とはいえないまでも、ある程度の運営はできているが、10万人台の都道府県ではまだ持ち出しがある。今回の補償制度では、強化合宿・強化練習が12月の段階では対象範囲に入っていたが、その後削除され、今後も競技団体はなんらかの保険に入らねばならないという二重の手間がかかる。競技団体ではスポーツ安全協会以外に自分たちで保険業者と提携して、様々な保険に入っているのが現状であり、また中学生・高校生については旧学校安全会の中で保障されており、中高生についてこの補償制度に加入しなければならないということに疑問を感じている。

中央競技団体の方々は、全面的に賛成したようであるが、神奈川県内の競技団体からの意見としては、例えばラグビーで国体予選に高校生がチームで出場する場合、参加料5,000円として、保険料を含め21,800円を払わないと出られない状況となっている。1回戦で負けても同額である。水泳競技では、参加料のほか1種目700円、2種目に参加すると合計で2,100円払わないと出られないことになっており、その保険料は全て競技団体が集めて、都道府県体協に納付するという手間もある。県予選会で700円、ブロック大会で300円を別に集めるということであるが、競技団体としては手間がかかりすぎる割には保険の対象の幅が狭すぎるのではないかと、という声が出ている。国体補償制度が決まるまでの経緯と、加入が義務付けられているのかどうかについて伺いたい。

泉国体委員長

追加徴収等々の手間については申し訳ないと思っているが、制度運営上やむをえないことであるのでご理解いただきたい。傷害補償制度の概要については、当初強化合宿等々も含めようと提案したが、それ以後に都道府県体協、競技団体からご意見、アンケート調査を行った結果、安全協会との加入の重複が相当件数あると認知できたので、国体参加者傷害補償については、強化合宿・強化練習等を範疇に入れずに国体予選会からとすることで、安全協会とのすり合わせを行った。また、強化合宿・強化練習等を含めていたことにより、保険料も高くなっていたということが判明し、そ

の対策として、昨年まで1,000円であった県予選会に出場する際の掛け金を700円に減額し、ブロック大会参加者については、プラス300円の保険料を徴収することとした。また、併せて補償内容については、入院1日5,000円から7,500円、通院は3,000円から5,000円にと大幅に改善した。

なお、昭和56年度から24年間この制度を行っているが、当初の原則に立ち返って、参加者については基本的に全員加入でお願いしたい。それが原資となって保険料が安くなり、制度内容もアップするという補償制度であることをご理解いただきたい。

碓井評議員（神奈川）

手続きに不明瞭な点がある。昨年12月7日の文書では、アンケートと同時に、既に国体開催基準要項の細則に制度の内容が書いてあった。その内容が、この制度に加入しないと国体参加を取り消すというちょっと脅かしの様な内容をアンケートと同時に送付されてきた。アンケートと改定が、別々であれば話はわかるが同時に通知するというのは少しおかしいのではないか。もう一点は、今年の3月30日の時点では国体細則は案だったが、4月18日には案が取れていた。12月の文書の中には国体委員会、理事会を経て、来年の4月に実施したいとなっているが、この3月までの理事会ではこの提案は一度もなかった。4月18日までに国体委員会、理事会を経て了承されたのか伺いたい。

岡崎常務理事

事務的な私どもの能力不足だったのかもしれないが、3月末までの理事会、国体委員会にかける材料が整わなかったのが正直なところである。4月に入って、最終的な調整を各都道府県体育協会と行い、諸手続き等作業を行ってきたが、4月12日の第1回理事会に提案できなかった。

したがって、6月16日開催の第1回国体委員会で報告し、7月13日の理事会に報告という形で今回の新しい制度については了解を得たいと考えている。碓井評議員のご指摘は、事務局の不手際ということで、お詫び申し上げ、今後十分気をつけながら対応していきたいと思っている。

碓井評議員（神奈川）

これ以上追及しないが、やはり委員会があり、理事会があるように、県議会でも条例を作るときには、きちんと議会の議決を経て、それから連絡するというのが一般的な常識であり、早急なのは得策ではないと思われる。

更に、会長への提案として、近年の国体本大会の事故で後遺症が残った事例があるが、日体協から見舞金がほとんどでていないことに、事故を起

こした県から不満の声があがっている。相互扶助の精神ではないが、この傷害補償制度の都道府県手数料を一時、日体協に納入すると、5年間で1億円近い金が集まるはずである。その資金を持って、何か事故があったときには日体協から見舞金として出すという方法が取れないものか、検討してもらいたい。万一事故があったときに、「日体協も出してくれた」ということで非常に感謝されるはずである。

また、組織上の問題だが、アテネオリンピックでなぜ選手が活躍できたかということをも自分なりに分析してみると、中央競技団体の努力はもちろんだが、JOCの各委員会と事務局が一体となって非常に熱心に、一貫指導体制を作り上げた結果、大きな成果が出たといえる。官から民ではなく、あえて言うなら民から官との連携を図るという中で、プロパーの活用を考えていただきたいということを要望して質問を終わりたい。

以上の議事を終え、15時05分閉会。

引き続き、退任役員等に対する感謝状の贈呈式及び財団法人ミズノスポーツ振興会からの寄付金贈呈式を行った。